

「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」及び「国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令」の概要

1 改正の概要

今般、「国立研究開発法人情報通信研究機構法及び電波法の一部を改正する法律案」を第 210 回国会に提出し、令和 4 年 12 月 2 日に成立した。また、同法律による改正後の国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成 11 年法律第 162 号。以下「NICT 法」という。）第 15 条の 3 第 6 項の規定に基づき、同条第 5 項の規定による納付金の納付の手續及びその帰属する会計その他国庫納付金に関し必要な事項を定めるため、国立研究開発法人情報通信研究機構法施行令（平成 16 年政令第 13 号。以下「NICT 法施行令」という。）の一部改正を行ったところである。

今般の NICT 法及び NICT 法施行令の一部改正に伴い、関連規定の改正が必要であることから、「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令」（平成 16 年総務省令第 69 号）及び「国立研究開発法人情報通信研究機構の債務保証業務、出資業務及び利子補給業務に係る財務及び会計に関する省令」（平成 16 年総務省・財務省令第 2 号）について、令和 4 年総務省令第 79 号及び令和 4 年総務省・財務省令第 4 号のとおりその一部改正を行うもの。

2 改正内容

令和 4 年総務省令第 79 号及び令和 4 年総務省・財務省令第 4 号のとおり

3 施行期日

公布日と同日（令和 4 年 12 月 19 日（改正法の施行の日））。

ただし、「国立研究開発法人情報通信研究機構の業務（通信・放送開発金融関連業務を除く。）に係る財務及び会計に関する省令」第 2 条の改正については改正法附則第 1 項ただし書に規定する施行の日。